公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月19日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:トンガ国より良い復興ビジョンを実現するための行政 能力強化プロジェクト
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称: トンガ国より良い復興ビジョンを実現するための行政 能力強化プロジェクト

調達管理番号: 24a00994

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月19日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:トンガ国より良い復興ビジョンを実現するための行政能力強化プロ ジェクト
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4)契約履行期間(予定):2025年4月 ~ 2027年10月 以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期:2025年4月 ~ 2025年9月(計画フェーズ)

第2期:2025年10月 ~ 2027年10月(本格実施フェーズ)

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約 交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

第2期契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額 を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1)第1回(契約締結後):契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払の設定1

第2期契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2026年2月頃)
- 2) 2026年度(2027年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 防災グループ防災第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年2月25日 まで
2	企画競争説明書に対する質	2025年2月26日 12時まで
	問	
3	質問への回答	2025年3月3日まで
4	本見積書及び別見積書、プロ	2025年3月7日 12時まで
	ポーザル等の提出期限日	
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年3月18日まで
7	技術評価説明の申込日(順位	評価結果の通知メールの送付日の翌日か
	が第1位の者を除く)	ら起算して7営業日まで
		(申込先:
		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)
		※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最 新版を参照してください。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、 プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者 印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約 の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順 に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料:

・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記2. (3)参照
 - 2) 提出先 : https://forms.office.com/r/NqqU8Tcmvp
- 注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
 - (2) 質問への回答
- 上記2. (3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記2. (3)参照
- (2)提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD %E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- 1) プロポーザル・見積書
 - ① 電子データ(PDF)での提出とします。
 - ② プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに格納</u>ください。 本見積書と別見積書は<u>PDFにパスワードを設定</u>し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書(または別見積書)」としてください。
 - ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ④ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
 - ⑤ 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- (3)提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<u>https://partner.jica.go.jp/</u>) (ただし、パスワードを除く)

- (4)提出書類
 - 1) プロポーザル・見積書
 - 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及び その配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たって の視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」 より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1)業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア (46 歳以上)と若手(35~45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。 プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作 成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

○ 応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	土地利用ゾーニングの策定手順と方針	第4条2. (1)①
2	BBBビジョンに基づく強靭性強化のため	第4条2. (1)③
	に、各種インフラ事業に提言する内容案	

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地

リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む) (第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
- ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、 当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託 して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模 を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を 付してプロポーザルにて提案してください。
- ▶ 図 プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、基本計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

•基本計画策定調査実施時期:2024年12月

· R/D署名: 2025年1月28日

図別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

- (1) 本案件の計画フェーズにおいては、災害リスク削減への貢献に向けた費用対効果や、 その実現可能性について、特に検討すること。合わせて、ジェンダーと多様性の視点に 立った取り組みを含められないか検討すること。
- (2) 実施機関である国家空間計画院(NSPAO)の職員は7名と非常に限定的であることを 踏まえた活動を計画すること。
- (3) 本案件は「トンガにおける BBB²ビジョン」に基づく民間開発の誘導や政府インフラ開発の推進を通じ、同国の災害への強靭性を強化することである。しかし、NSPAO は開発事業を実施する機関ではなく、空間利用の観点からの許認可を出す機関である。BBB に基づく開発事業の推進を図るには、NSPAO の上位官庁である国土天然資源省(MLNR)や、「トンガ戦略的開発枠組(Tonga Strategic Development Framework: TSDF)」を作成する首相府(PMO)、トンガ政府による各種公共事業を実施するインフラ省(MOI)との連携が不可欠である。業務を通じて、これら関連省庁と円滑な関係を構築・維持するように努めること。
- (4)本案件では、トンガ国単独での国別研修³の実施は想定しないが、実施機関(NSPAO)ならびに協力機関職員を対象に、課題別研修⁴への派遣を想定する。受注者は、本案件の目標である、BBBに基づく開発の推進ならびにトンガの強靭性強化達成に資する適切な人材の人選に協力すること。
- (5)発注者は2025年1月より無償資金協力「ヌクアロファ堤防改善計画」のための協力 準備調査を開始している。同無償資金協力は、ヌクアロファの中心市街地の東側に現存 する堤防の補修・嵩上げ・強化を目指すものであり、BBB ビジョンに基づく開発の一事 例である。他方、整備範囲は限定的となることが予想されることから、同案件で対象外 となったエリアの整備について、日本政府以外の資金(緑の気候基金(GCF)、災害レジ リエントなインフラに関するコアリション(CDRI)等)の活用促進に向けた助言を、活 動 3-3 において実施する。なお、上記堤防事業に限らず、他資金の活用促進については、 2025年度上半期にフィジーに派遣予定の長期専門家「広域防災アドバイザー」も、広域 フォローの一環としても実施するため、協力して取り組むこと。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

² BBB (Build Back Better) : 「より良い復興」を意味し、災害発生後の復興段階において、次の災害に備えて地域を強靱にするという考え方。

³ 本邦研修のうち、途上国個別の具体的な要請に基づき実施する研修。

⁴ 本邦研修のうち、JICAがテーマ別に開講し、異なる途上国からの参加者を受け入れ、実施する研修。

2. 本業務にかかる事項

- (1) プロジェクトの活動に関する業務
 - ① 成果1に関わる活動

活動 1-1: 既存の政府の計画・ガイドライン(開発計画、都市計画、土地利用計画、防災計画、避難計画、建築基準、構造令、ハザードマップ、ゾーニング計画)のレビュー

活動1-2:トンガタプ島を対象とした「より良い復興(BBB) / 災害リスク削減(DRR) のための土地利用ゾーニング」案の策定⁵と、「都市計画ガイドライン2007」のBBBビジョンに沿った更新

▶ 「BBBビジョン」ではヌクアロファ市街地のゾーニング案が示されているが、今後の議論で最終化されるという注釈がついている。そのため、本活動にて、情報収集・確認調査「火山噴火及び津波被害に対する災害復興事業形成に係る情報収集・確認調査」の結果も活用して、より良い復興(BBB) /災害リスク削減(DRR)のための土地利用ゾーニングの検討を行う。検討にあたっては、無償資金協力「ヌクアロファ堤防改善計画」が実施された場合のヌクアロファ市内のリスクの変化を加味したものとし、また実効性の高いゾーニングとなるよう意識すること。

活動1-3:関連省庁・機関とのワークショップを実施し、「より良い復興(BBB) / 災害リスク削減(DRR)のための土地利用ゾーニング」と「都市計画ガイドライン2007」の最終化

▶ 関連省庁・機関とのワークショップは、影響力を考慮し、NSPAOだけでなく上位 官庁であるMLNRとも相談し実施すること。

活動1-4: 国家空間計画管理法 (National Spatial Planning and Management Act 2012 (NSPM Act 2012)) への「より良い復興 (BBB) /災害リスク削減 (DRR) のための土地利用ゾーニング」の付属文書化と「都市計画ガイドライン2007」の更新

▶ 土地利用の基本指針となるように、活動1-3で作成した文書をトンガ政府内で公式化する。この際の方法は、実行性を高める方法を優先するが、公式化に時間を要する場合は別の方法も検討する。

② 成果2に関わる活動

活動2-1:開発申請プロセス、申請内容、過去数年間の許認可結果のレビュー

⁵ 土地利用ゾーニングを検討・策定する手順と方針(留意点)について、プロポーザルで提案すること。

- ▶ 開発申請は、MOIから保健省、Tonga Fire Services、MEIDECC、NSPAOと回付され最終的な建築許可はMOIが行う。NSPAOに来た申請内容について過去数年間の内容と、NSPAOが出した許認可結果(コメント内容、書式、伝達方法等)を収集・レビューする。
- 開発申請の内容や許認可結果が適切に整理、蓄積されているかを合わせて確認し、成果2の達成のために必要な機材がある場合は、計画フェーズにて提案すること。

活動2-2:2-1の結果を基に開発申請内容の類型化

▶ 申請された内容や、NSPAOのコメント内容の傾向を踏まえつつ、開発申請内容を 類型化する。

活動2-3:類型化された開発申請内容に対して、1-3で最終化した「都市計画ガイドライン2007」に沿ったNSPAOの確認・承認手続きマニュアルの整備

- ▶ NSPAOによる確認時に、BBBや災害リスク削減の観点に基づく開発推進に寄与するコメントをより効率的・効果的に出せるよう、NSPAO内の確認・承認手続きに必要なマニュアルを整備する。
- ➤ 現時点でNSPAOが出しているコメントは、境界線からの建物までのセットバック 距離や排水施設や駐車スペースの確保など極めて限定的である。本活動では、 成果1で作成したゾーニング結果を踏まえて、災害リスク削減に向けた助言を NSPAOが開発申請者に対して出すことを想定する。

活動2-4:手続きマニュアルに沿ってNSPAOの確認・コメントがなされているかをレビューし、必要に応じたマニュアルの更新

- ➤ 活動2-3のマニュアルに基づく手続きについて、OJTにてNSPAO担当職員に指導すると共に、マニュアルに基づいた手続きがされているかを確認する。
- ▶ マニュアルについては、NSPAOとも意見交換をしながら作成・更新を行う。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1:トンガ戦略的開発枠組(Tonga Strategic Development Framework 2025-2035)(以下、TSDF IIIという。)の中にBBBビジョンのコンセプトを反映するためのPMOへのレコメンデーションの作成

▶ 同国政府によるインフラ開発の指針は、首相府 (PMO) が10年単位で作成する「トンガ戦略的開発枠組 (Tonga Strategic Development Framework: TSDF)」に規定されるが、2025-2035の期間を対象にした次回枠組を現在策定中である。既にBBBの視点を意識したものになるということはPMOに確認はしているが、TSDF III (2025-2035)の内容を確認し、NSPAOやMLNRを通じて必要な助言を行うこと。

活動3-2:「復興・強靭化計画2022-2025」とNIIP3に含まれる開発計画の進捗の確認 海底火山フンガトンガ・フンガハアパイの噴火とそれに伴う津波被害を踏まえ 策定された「Recovery and Resilience Building Plan 2022-2025」と、NIIP3に 含まれるインフラ開発案件の進捗を確認する。特に、既にインフラ開発が進んで いるものについては、BBBや災害リスク削減の観点からの貢献度合いをよく確認 する。

活動3-3:NIIP3に含まれているインフラ開発計画にBBBコンセプトを反映させるため、 他関連省庁・開発ドナーと委員会/ワークショップを開催し、トンガにおけるBBBの 実現の促進および監視

▶ 既存のインフラ開発計画にBBBの観点を組み込むよう、BBBビジョンを策定した NSPAOだけでなく、その上位官庁のMLNRの次官(CEO、R/D署名者)とも協力の上、 他関連省庁・開発ドナーに助言⁶を行うことを想定する。助言の発出元をNSPAOと するのか、MLNRとするのかは、対象各機関のキャパシティや役割を踏まえ持続可能な手法を検討すること。MLNRによると、政府によるインフラ開発事業の立上げ段階で、土地利用や災害対策等の観点を助言・指導すべく、関連する省庁を巻き込んだ開発助言委員会(Advisory Committee)を新たに立ち上げる予定としており、この開発助言委員会の機能を活用することが期待されている。

(2) 本邦研修・招へい

図 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

- ① 収集情報・データの提供
 - ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
 - ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
 - ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体:CD-R(CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注

⁶ インフラ事業の種類別に、想定する提案内容や方針について、プロポーザルに記載すること。

者と協議)

 位置情報の含まれるデータ形式: KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに 関しては GeoTIFF 形式。(Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、 そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

② ベースライン調査

- 図 本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。 具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ▶ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート(以下「C/P」という。)の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。
- ③ インパクト評価の実施
- □ 本業務では当該項目は適用しない。
- ④ C/P のキャパシティアセスメント
- □ 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑤ エンドライン調査

プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終 了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。

▶ 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

- ⑥ 環境社会配慮に係る調査
- ⑦ ジェンダー主流化に資する活動
- ▶ 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- ▶ 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』(特に

「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- ➤ 本業務は、各期それぞれに作成する業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- ▶ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成	・提出す	る報告	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	里

報告書名	報告書名 提出時期		形態	部数
業務計画書 契約締結後10営業日以内		日本語	電子データ	
ワーク・プラン	第1回渡航の10営業日前	日本語、英	電子データ	
		語		
モニタリングシート	渡航開始からプロジェクト	英語	電子データ	
	終了まで、6カ月に1回			
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行	日本語	電子データ	
	期限(最終期間を除く)			
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	5部
			CD-R	5部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- ▶ 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1)業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- ⑤ PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画 (WBS: Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑧ 要員計画
- 9 先方実施機関便宜供与事項
- ① その他必要事項
- (3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

- (4) 業務完了報告書(及び業務進捗報告書)
 - プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
 - ② 活動内容 (PDM に基づいた活動のフローに沿って記述)
 - ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
 - 4 プロジェクト目標の達成度
 - ⑤ 上位目標の達成に向けての提言(業務完了報告書の場合)もしくは次期活動計画 (業務進捗報告書の場合)

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア)PDM (最新版、変遷経緯)
- (イ)業務フローチャート
- (ウ) WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画(最終版)
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
- (キ)供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- (ク)合同調整委員会議事録等

(ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。 また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- (4)活動に関する写真

第6条 再委託

✓ 本業務では、再委託を想定していない⁷。

第7条 機材調達

図 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	パソコン	NSPAOにおけるゾーニングお	_	供与機材	定額計上
		よび建築申請許認可に係る			
		データ管理用			
2	プリンター	NSPAOが申請許認可業務で使	_	供与機材	定額計上
		用			

⁷ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

※網掛け部分は基本計画策定調査時の暫定計画

1. 案件名

国 名:トンガ王国(トンガ)

案件名:より良い復興ビジョンを実現するための行政能力強化プロジェクト

Project for Strengthening Capacity to Implement the Vision of Build Back

Better

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における防災セクター/大洋州地域の開発の現状・課題及び本プロジェクトの 位置付け

トンガ王国(以下、「トンガ」という。)は、陸地面積 748km2(奄美大島に相当)、 人口約 10.5 万人(2023 年、世界銀行)の南太平洋のポリネシアに位置する大小 172 の島々からなる島嶼国である。北からニウアス、ヴァヴァウ、ハアパイとトンガタプ の 4 つの諸島からなり、そのうち最大の島であるトンガタプ諸島は、首都ヌクアロフ アのあるトンガタプ島とその南東約 40kmに位置するエウア島から構成され、国内全人 口の約 70%が居住している。トンガは、毎年のようにサイクロン被害に見舞われるほか、活火山島や海底火山を有し、地震・津波含め多くの自然災害リスクにさらされている。2022 年 1 月 15 日、トンガの首都ヌクアロファの北約 65kmに位置する海底火山 フンガトンガ・フンガハアパイ(以下、「HTHH」という。)で大規模な噴火が発生し、 それに伴う地震・津波・降灰により沿岸部での建物の倒壊・浸水、交通・通信インフラ障害等、甚大な被害が発生した。

災害後、トンガ政府は「HTHH 火山噴火およびトンガ津波復旧・復興計画 2022-2025 (Recovery and Resilience Building Plan 2022-2025)」を策定すると共に、復旧・復興プロセスにおいて「Build Back Better (BBB)」を重要なコンセプトとして位置づけ、国家空間計画院(以下、「NSPAO」という。)はJICAと協力してトンガにおけるBBBの概念を構築し、2023年6月に「トンガのためのBBB ビジョン(Build Back Better (BBB) Vision for Tonga)」(以下、「BBB ビジョン」という。)が内閣により正式承認された。

トンガ政府のインフラ開発に係る中期計画は、国家インフラ投資計画(National Infrastructure Investment Plan 2021-30 (NIIP3)としてまとめられており、トンガ政府のインフラ開発の新たな戦略として、首相府(PMO)が、「トンガ戦略的開発枠組(Tonga Strategic Development Framework 2025-2035: TSDF3)」を作成中である。土地資源省(MLNR)は、政府によるインフラ開発事業の立上げ段階で、土地利用や災

害対策等の観点を助言・指導すべく、関連する省庁を巻き込んだ開発助言委員会 (Advisory Committee)を新たに立ち上げる予定となっている。しかし、これら新たな 枠組みに基づくインフラ開発を通じた災害リスク削減の促進やモニタリング体制の実 現のためには、災害リスク削減の専門家による側面支援が必要な状況となっている。

一方、民間含む開発事業への政府による関与策として、空間計画法(2012年)やヌクアロファ都市構造マスタープラン(2012念)、都市計画ガイドライン(2007年)に基づき、NSPAOが、開発申請に対して、建物のセットバックや排水施設や駐車スペースの確認をしたうえで開発許可を出しているが、申請の対象地域の災害ハザード情報に基づく災害リスク削減を目的とした土地利用や開発行為へのゾーニング規制や誘導、リスクの周知活動などの活動は実施できていない。

(2) トンガに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対トンガ王国国別開発協力方針(2019 年 4 月)における重点分野「環境・気候変動」に位置付けられる。本事業を通じて、トンガの災害リスク削減に貢献することから、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール 1 「あらゆる形態の貧困の撲滅」、11 「包摂的、安全、強靭で、持続可能な都市と人間住居の構築」、13 「気候変動とその影響への緊急の対処」の達成に貢献するものである。また、「仙台防災枠組 2015-2030」の優先行動 2 (災害リスク削減のための災害リスク管理ガバナンスの強化)及び優先行動 4 (効果的な災害対応への備えの向上と、復旧・復興過程における「より良い復興(ビルド・バック・ベター)」)と通じ、グローバルターゲットの達成に資するものである。 JICA グローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」におけるクラスター②「災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立」、③「Build Back Better 推進」の達成に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

2022 年に発生した HTHH 火山噴火からの復旧・復興の取り組みとしては、UNDP の支援により、国家災害リスク管理局(National Disaster Risk Management Office)(以下、「NDRMO」という。)を中心とした防災の取組みの強化として、Strengthening Tonga's Resilience and Adaptive Capacity to Disasters - Post HTHH volcano and tsunami (2023-2025)が進められている。UNDP のプログラムは、①防災に関する法規制・手続き、②主流化や NDRMO の強化といったガバナンス強化、③ハザードマップ作成~事前防災投資・Risk Informed Development(以下、「RID」という。)~事前準備などの防災事業の推進、④早期警報システムの強化、といった網羅的にカバーする内容となっている。また、UNDP は緑の気候基金(GCF)を活用した「Tonga Coastal Resilience」を、気象・エネルギー・情報・災害管理・環境・気候変動・通信省(MEIDECC)の気候変動部(Directorate for Climate Change)と 2024 年に開始し、トンガタプ島

東部における護岸および護岸道路の改修を行う予定である。

また、世界銀行の支援によりトンガタプ島内陸部に NDRMO とトンガ気象局 (Tonga Meteorological Service) の合同庁舎の建設が進められている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、トンガにおいて、より良い復興(BBB) /災害リスク削減(DRR)のための法的枠組みと、開発申請許可におけるNSPAOの能力強化ならびに政府による開発プロジェクトでのBBB コンセプトの実現促進を行うことにより、「トンガにおけるBBB ビジョン」に基づく開発の推進を図り、もって同国の災害への強靭性の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

トンガ国全土

(3) 本プロジェクトの受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:NSPAO

最終受益者:トンガ国民

(4) 事業実施期間

2025年4月~2027年9月を予定(計30カ月)(暫定)

(5)事業実施体制

1) 実施機関: NSPAO

- 2)協力機関:国土天然資源省(MLNR)、首相府(PMO)、インフラ省(MOI)、気象・エネルギー・情報・災害管理・環境・気候変動・通信(MEIDECC)
- (6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
 - 1) 我が国の援助活動

無償資金協力「全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画」(2018~2025年)を通じて、早期警報システム、緊急無線システムを整備。2022年のHTHH火山噴火後は、「火山噴火及び津波被害に対する災害復興事業形成に係る情報収集・確認調査」を通じて、津波・高潮ハザードの解析・評価、それを踏まえた災害対策の方向性の提案を行った。また、同調査を通じてBBBビジョンの策定支援を行った。2025年1月からは、無償資金協力「ヌクアロファ護岸改修計画」の協力準備調査を開始し、同調査で制定した火山性津波、地震性津波、高潮のハザードレベル1に対応するためトンガタプ島の一部護岸の改修を検討する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

同国のインフラ開発の実施促進のため、他ドナーの資金活用を目的に連携を行う。

- (7)環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
 - 1)環境社会配慮

- ①カテゴリ分類: C
- ②カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- 2) 横断的事項:

本事業による気候変動適応策への貢献の有無は、詳細計画策定フェーズで確認する。

3) ジェンダー分類:

ジェンダー関連政策や開発課題、インパクト等を確認しジェンダーと多様性の視点に立った取組みを含めることを実施機関と検討する。

(8) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1)上位目標

トンガの災害への強靭性が強化される。

指標及び目標値:より良い復興 (BBB) /災害リスク削減 (DRR) のために実施または開始された開発プロジェクトの数

(2) プロジェクト目標

「トンガにおける BBB ビジョン」に基づく開発が推進される。

指標及び目標値:

- ①公式な枠組みと開発された手続きマニュアルに沿い NSPAO による開発申請許可がされ、申請者に適切に通知された数
- ② BBB の実現のための委員会/ワークショップを通じて促進、監視されたインフラ開発案件の数
- (3)成果

成果 1:より良い復興 (BBB) /災害リスク削減 (DRR) のための土地利用ゾーニング の公式化と「都市計画ガイドライン 2007」の更新

成果2:より良い復興 (BBB) /災害リスク削減 (DRR) の実現のための開発申請許可手続きに関する NSPAO の能力強化

成果3:トンガ政府による開発プロジェクトにおける BBB コンセプトの実現促進

(4)活動

- 1-1 既存の政府の計画・ガイドライン(開発計画、都市計画、土地利用計画、防災計画、避難計画、建築基準、構造令、ハザードマップ、ゾーニング計画)のレビュー
- 1-2 トンガタプ島を対象とした「より良い復興(BBB) / 災害リスク削減(DRR) のための土地利用ゾーニング」案の策定と、「都市計画ガイドライン 2007」の BBB ビジョンに沿った更新
- 1-3 関連省庁・機関とのワークショップを実施し、「より良い復興 (BBB) /災害リス

ク削減(DRR)のための土地利用ゾーニング」と「都市計画ガイドライン 2007」の 最終化

- 1-4 国家空間計画管理法 (National Spatial Planning and Management Act 2012 (NSPM Act 2012)) への「より良い復興 (BBB) /災害リスク削減 (DRR) のための土地利用ゾーニング」の付属文書化と「都市計画ガイドライン 2007」の更新
- 2-1 開発申請プロセス、申請内容、過去数年間の許認可結果のレビュー
- 2-2 2-1 の結果を基に開発申請内容の類型化
- 2-3 類型化された開発申請内容に対して、1-3 で最終化した「都市計画ガイドライン 2007」に沿った NSPAO の確認・承認手続きマニュアルの整備
- 2-4 手続きマニュアルに沿って NSPAO の確認・コメントがなされているかをレビュー し、必要に応じたマニュアルの更新
- 3-1 トンガ戦略的開発枠組(Tonga Strategic Development Framework 2025-2035)(以下、TSDF III という。)の中にBBB ビジョンのコンセプトを反映するためのPMO へのレコメンデーションの作成
- 3-2 「復興·強靭化計画 2022-2025」と NI IP3 に含まれる開発計画の進捗の確認
- 3-3 NI IP3 に含まれているインフラ開発計画に BBB コンセプトを反映させるため、他 関連省庁・開発ドナーと委員会/ワークショップを開催し、トンガにおける BBB の 実現の促進および監視

5. 前提条件•外部条件

- (1) 前提条件
 - 関係機関の協力が維持される。
 - NSPAO の人員と予算が不足しない。
- (2) 外部条件
 - ・プロジェクト実施中に、プロジェクトの円滑な進行を大きく妨げるほどの甚大な自然災害が発生しない。
 - ・トンガにおける現状の防災関連政策及び災害リスク軽減に関わる組織が基本的に変わらない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

フィリピンで実施された「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」(評価年度 2020年)では、科学的データに基づいた精度の高いハザードマップの提供に加え、多様な関係者が参加する包摂的なアプローチの下、土地利用政策の立案や災害リスク削減のための対策を支援したことで、科学的視点と人々の生活に関わる視点(生産的資産、文化的・環境的資産の保護など)を融合したアプローチが採用された。さらに、構造物対策に係る支援(施設建設事業や防潮堤工事事業に係る支援など)に加えて、非構造物対策に係る支援(避難計

画の策定や人々の生計回復に係る支援)を実施して、ハードとソフトの両アプローチが採用された。このように、事業実施を通してハード・ソフトの混合的なアプローチを駆使することで、より良い復興のための支援につなげることが重要であるとの教訓が得られており、本事業ではソフト面(土地利用ゾーニング)とハード面(インフラ開発の推進)を組み合わせた協力を実施する。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

- (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施
 - ▶ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- ▶ 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、 上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- ➤ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- ▶ 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う(R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に 資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその 成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広 く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ 工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

▶ 発注者及び他機関の対象地域/国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみな)

- らず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを 検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

▶ プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

- ☑ 段階的な計画策定(計画フェーズ・本格実施フェーズ)
 - ▶ 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
 - 第一段階 (計画フェーズ):

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階(本格実施フェーズ):

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成/改定

- ▶ 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- ▶ なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会 (JCC) 等の開催支援

- ➤ 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、(R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- > 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限 の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- ▶ 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1 年に 1 回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- ▶ 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

> プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- ▶ 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書/業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動 結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- ▶ 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認 を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出す る。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン**」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

類似業務:都市における土地利用または防災主流化に関する経験

(3件の代表的な案件については、可能な範囲で「都市における土地利用」の経験と「防災主流化」の経験を含めて記載願います。両者の経験が含まれている場合には、高く評価します。)

- 2)業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - * 1)及び2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

- 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ▶ 業務主任者/○○
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。
 - 2)業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語 学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域:大洋州の島しょ国及び全途上国
- ② 語学能力:英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価 します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2025年4月に契約を締結し、2025年5月頃に現地渡航して初回JCCを開催のうえプロジェクトを開始することを想定しているも、JICA及びカウンターパートと協議の上決定する。当初は詳細計画策定フェーズとして活動計画の検討を行い、検討結果は、2025年9月を目途に開催する第2回JCCにおいて合意し、本格実施フェーズに移行することを想定する。成果1と2は連動する活動であるため活動の順番はよく検討する必要はあるが、成果3は独立した活動としてプロジェクト開始当初から実施可能である。特に、TSDF IIIの策定は進行中であるため、案件開始当初から取り組む必要がある。

(2)業務量目途と業務従事者構成案

1)業務量の目途

約21.48人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数の目途 全19回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

なし

(4)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
- ▶ トンガ王国 トンガ王国より良い復興ビジョンを実現するための行政能力強化プロジェクト 基本計画策定調査報告書(一部抜粋)
- 2) 公開資料

▶ トンガ王国 火山噴火及び津波被害に対する災害復興事業形成に係る情報収集·確認 調査 ファイナルレポート

(https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_208_1000051517.html)

(5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有

5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、 JICA トンガ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保 のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。ま た、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地 の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することと します。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してくださ い。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いしま す。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1)契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別 提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載

の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

99,063,000円(税抜)

- ※ 上記の金額は、下記<u>(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目</u> を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。
- ※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。
 - (3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関 する経費
- (4) 定額計上について
- 本案件は定額計上があります(1,200,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	供与機材費	「第2章 特	1, 200, 000円	ラップトップPC、プ	供与機材
		記仕様書案		リンター	
		7.機材調達」			

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる 航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用 (買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航 空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。 (7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

- (8) 外貨交換レートについて
 - 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	P	記点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等		(4)
ア)各種支援体制(本邦/現地)		3
イ) ワークライフバランス認定		1
2. 業務の実施方針等		(70)
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法		60
(2)要員計画/作業計画等		(10)
ア)要員計画		5
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
┃ ┃ (1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価┃	業務主任	業務管理
(1) 未務主任有の経験・能力/ 未務官垤グループの計画	者のみ	グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア)類似業務等の経験	_	4
イ)業務主任者等としての経験	_	2
ウ)語学力	_	1
エ)その他学位、資格等	_	1
3)業務管理体制	(-)	(4)